

議案第 2 1 号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市介護保険条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例

宇治市介護保険条例（平成12年宇治市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条本文中「70円」を「100円」に改める。

附則第13条の次に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第14条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所

得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によつて計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によつて計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2

項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によつて計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額

が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第15条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であつて、令和8年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650

， 0 0 0 円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 1 3 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5（以下「別表第 5」という。）の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- (3) 地方税法第 2 9 5 条第 1 項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 5 5 1， 0 0 0 円以上 6 5 1， 0 0 0 円未満であり、かつ、地方税法第 2 9 5 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い本市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 5 5 0， 0 0 0 円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 6 5 1， 0 0 0 円以上 1， 6 1 9， 0 0 0 円未満であり、かつ、地方税法第 2 9 5 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い本市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が 1 0 0， 0 0 0 円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 1， 6 1 9， 0 0 0 円以上 1， 9 0 0， 0 0 0 円未満であり、かつ、地方税法第 2 9 5 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い本市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、6 5 0， 0 0 0 円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第 5 の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である

場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日以後に賦課する保険料に係る督促手数料について適用し、同日前に賦課する保険料に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護保険法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。